

茨木市商店街街路灯維持管理事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の商店街が維持管理する街路灯の電気料金に対し、市が補助金を交付することにより商店街における安全・安心で快適な環境整備を促進し、もって市内商店街の振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に所在する商店街振興組合、事業協同組合又は会則等を定めている任意の商店街団体（第3及び第5において「商店街等」という。）であること。
- (2) 第3の補助対象経費について、国その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当する街路灯及びアーケードの照明の電気料金（消費税等を除く。）で、申請日の属する年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間に支払ったものとする。

- (1) 商店街等の区域内に設置され、通行の安全及び犯罪の防止に資するもの
- (2) 商店街等の責任において適切に維持管理されているもの
- (3) 商店街等がその電気料金を負担しているもの

(補助金額)

第4 補助金の額は、第3の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1団体につき1,000,000円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請日の属する年度の末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 商店街等の会則
- (4) 商店街等の役員名簿及び会員名簿
- (5) 街路灯の電気料金の領収書又は当該電気料金を支払ったことを証する書類
- (6) 街路灯配置図
- (7) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に

規定する誓約書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市商店街街路灯維持管理事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市商店街街路灯維持管理事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付申請書

茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 補助対象経費

3 交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 商店街等の会則
- (4) 商店街等の役員名簿及び会員名簿
- (5) 街路灯の電気料金の領収書又は当該電気料金を支払ったことを証する書類
- (6) 街路灯配置図
- (7) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

⑩

茨木市商店街街路灯維持管理事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円